

「文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例」及び「文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例」について

（仮称）文京区児童相談所の設置に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市として、新たに、障害児通所支援事業及び障害児入所施設事業に関する事務を処理するに当たり、法に基づき、文京区指定障害児通所支援の事業等及び文京区指定障害児入所施設等について、人員、設備及び運営等の基準（以下「人員等基準」という。）を定める。

1 概要

	文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例	文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
制定根拠	法第21条の5の4第1項第2号 法第21条の5の15第3項第1号 法第21条の5の17第1項各号 法第21条の5の19第1項及び第2項	法第24条の9第3項において準用する 法第21条の5の15第3項第1号 法第24条の12第1項及び第2項
区が新たに処理する事務	障害児を通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応支援及び治療を行うことを目的とする事業の指定、変更、廃止及び指導を行う。 なお、平成24年法改正により、本区では既に障害児通所支援の支給決定及び給付費の支給に係る事務を行っている。	障害児を入所させ、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設の指定、変更、廃止及び指導を行う。
条例の内容	区内の障害児通所支援の事業等の人員等基準を定める。 なお、本条例で規定する基準は、事務の継続性や区民・事業者への影響等を考慮し、国が定める省令及び都が定める条例と同一の基準とする。 ただし、児童福祉施設（児童発達支援センター）の最低基準については、別に定める「文京区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」によるものとする。	区内の障害児入所施設等の人員等基準を定める。 なお、本条例で規定する基準及び児童福祉施設（福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設）の最低基準については、左記と同様とする。
条例の概要	①総則（第1条～第4条） ②児童発達支援における人員等基準（第5条～第70条） ③放課後等デイサービスにおける人員等基準（第71条～第82条） ④居宅訪問型児童発達支援における人員等基準（第83条～第90条） ⑤保育所等訪問支援における人員等基準（第91条～第95条） ⑥多機能型事業所に関する特例（第96条～第98条）	①総則（第1条～第4条） ②指定福祉型障害児入所施設の人員等基準（第5条～第55条） ③指定医療型障害児入所施設の人員等基準（第56条～第61条）

2 スケジュール

令和6年12月 条例公布
令和7年4月1日 条例施行